

平和への権利

国連総会採択後の平和への権利宣言の実施について

平和への権利国際キャンペーン事務局長 笹本 潤

1、国連人権理事会決議(2017年6月22日)

2016年12月19日に国連総会で平和への権利国連宣言が採択された(A/RES/71/189)。ここでは、各国政府や国連、国連機関に対して実施をするように決議されたが(3項)、人権理事会がどのように実施段階に関与するかは、不透明であった。

今回人権理事会の第35会期(2017年6月)においては、キューバ政府が決議案を提案し、人権理事会自体が実施に向けて積極的に取り組んでいく旨の決議がなされた。2018年の人権理事会の会期の間の3月から6月の間に半日間のワークショップが人権理事会で行われることが決まった。当初のキューバの提案では、「1日半」であったが、その後予算の問題もあり「半日」に短縮された。しかし、ともかくも人権理事会で具体的な会議の提案がされたのは、重要な進歩である。特に今後、平和への権利を国際人権条約にしていく上では、人権理事会の役割は欠かせない。ユネスコは普及、国連平和大学は教育に重点を置いていくのに対し、人権理事会で実施に向けて活動していくことは、平和への権利を「人権」として具体化していくことの表明である。

2、ジュネーブのNGOの動き

人権理事会35会期の6月の会期中、ジュネーブでNGOの会合があった。今後の実施段階にあたっての意見交換が主で、まだNGO間で考え方が一致するほどの議論は積み上げられていない。しかし、ちょうどキューバが提案した人権理事会決議案で、2018年春のワークショップが提案されたところだったため、NGOとしてもそのスケジュールに沿って、国連のワークショップに参加することはもちろん、国連に参加者の多い、37会期(2018年3月)にNGOのサイドイベントを開いて、平和への権利の実施過程を推進していくことで一致した。サイドイベントなどの具体的な内容は、また2017年9月の人権理事会の時に話会おうということになった。

また、ジュネーブのNGOの間では、今後の実施過程のプロモーション用にビデオを作ろうという話が盛り上がり、まずはパパジャヨバンニのマーラと、ダビッドのインタビュービデオの撮影をしてきた。

ユネスコに勤務しているダビッドを、WHO近くのユネスコ・ジュネーブオフィスに訪れると、そこは本部のバリよりもかなり小さく、約6人の常勤スタッフで運営されていた。ダビッドは、スペイン国際人権法協会、平和への権利作業部会の議長の法律アドバイザーを勤めてきたこともあり、現在はユネスコ・ジュネーブの「平和」担当になっている。ユネスコとしては、国家と市民社会のとり

まとめやセミナーなどの普及という形で、実施過程に関与していくらしいが、具体化はこれからである。日本への来日も打診してみたが、日本で法律家のセミナーをやったらどうかと逆に提案され、検討を約束してきた。

(資料)

国連人権理事会A/HRC/35/L.4 「平和への権利の促進」決議

2017年6月22日採択 賛成32、反対11、棄権4

人権理事会は、

過去に、国連総会、国連人権委員会、国連人権理事会、とりわけ2016年7月1日の人権理事会決議32/28で採択された、平和への権利の促進決議と人権の完全な享受のための決定的に重要な必要性を有する平和の促進決議、を思い起こし、

平和への権利宣言についての2016年12月19日の国連総会決議71/189の採択を歓迎し、

各国政府、国連、国連機関、特にユネスコが、この宣言の実施にあたり、持続可能な適切な方法をとるべきことを思い起こし、

1、すべての人が、すべての人権が促進、保護され、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有することを思い起こす。

2、国家が、国内及び国際関係において平和を構築する手段として、平等、不差別、正義、法の支配、恐怖と欠乏からの自由の保障を、尊重し、実施し、促進するべきであることを強調する。

3、平和は、紛争がないことを意味するだけでなく、対話が促進され、紛争が相互理解と協力の精神で解決され、社会経済的な発展が保障されるような、積極的・動的な参加プロセスを要求する、と理解する。

4、国連人権高等弁務官事務所の支援を受けて、国連人権理事会の37会期と38会期の間の期間に、平和への権利に関する半日の国際ワークショップを開催し、平和への権利宣言 (国連総会決議 71/189) の実施を議論することを決定する。

5、高等弁務官事務所に対して、ワークショップの要約レポートを人権理事会39会期に提出することを求める。

6、世界的な規模の声が議論に反映されるように、すべての理事国、特別機関、市民社会がこのワークショップの議論に参加するよう求める。

7、このことを議論し続けることを決定する

Date 2017-06-22 Time 09:57

L.4 - Promotion of the right to peace

ABST	ALBANIA	ABST	GEORGIA	YES	PHILIPPINES
YES	BANGLADESH	NO	GERMANY	ABST	PORTUGAL
NO	BELGIUM	YES	GHANA	YES	QATAR
YES	BOLIVIA (PLURINATIONAL STATE OF)	NO	HUNGARY	NO	REPUBLIC OF KOREA
YES	BOTSWANA	YES	INDIA	YES	RWANDA
YES	BRAZIL	YES	INDONESIA	YES	SAUDI ARABIA
YES	BURUNDI	YES	IRAQ	NO	SLOVENIA
YES	CHINA	NO	JAPAN	YES	SOUTH AFRICA
YES	CONGO	YES	KENYA	ABST	SWITZERLAND
YES	COTE d'IVOIRE	YES	KYRGYZSTAN	YES	TOGO
NO	CROATIA	NO	LATVIA	YES	TUNISIA
YES	CUBA	YES	MONGOLIA	YES	UNITED ARAB EMIRATES
YES	ECUADOR	NO	NETHERLANDS	NO	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
YES	EGYPT	YES	NIGERIA	NO	UNITED STATES OF AMERICA
YES	EL SALVADOR	YES	PANAMA	YES	VENEZUELA (BOLIVARIAN REPUBLIC OF)
YES	ETHIOPIA	YES	PARAGUAY		

	YES	32		ABST	4		NO	11
--	-----	----	--	------	---	--	----	----